

dポイントクラブ特約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「dポイントクラブ特約」（以下「本特約」といいます。）に従って、本サービス（第1条第1項第（4）号に定めます。）を提供します。

第1条 （用語の定義）

1. 本特約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本特約に定めのない用語の意味は、「dポイントクラブ会員規約」の定めに従うものとします。
 - (1) 「dポイントクラブ会員」とは、「dポイントクラブ会員規約」に同意のうえ dポイントクラブに入会した方をいいます。
 - (2) 「特約会員」とは、dポイントクラブ会員のうち、第 2 条に定める手続にしたがって本特約に同意し、当社が承認した方をいいます。
 - (3) 「共通ポイント」とは、「dポイントクラブ会員規約」に定める dポイントの利用用途に加え、本規約第 11 条の定めに基づき dポイント加盟店等での決済等に利用できるdポイントをいいます。
 - (4) 「本サービス」とは、特約会員に対して提供する第 9 条に定める共通ポイント等に係るサービス・特典をいいます。
 - (5) 「dポイント加盟店等」とは、当社との dポイント加盟店契約又は代理店契約等に基づき、特約会員が本サービスの提供を受けることができる店舗又は WEB サイト、及びこれらを運営する者をいいます。dポイント加盟店等では、一定の条件で共通ポイントの進呈を受けること、決済代金等に共通ポイントを利用することができます。
 - (6) 「dポイントカード」とは、当社又は当社が発行を認めた第三者が特約会員に対して交付する、dポイント加盟店等で本サービスの提供を受けるために必要となるカードをいいます。
 - (7) 「dポイントカード番号」とは、dポイントカード等を発行した当社又は第三者が当該dポイントカード等の識別のためにカードごとに割り当てた固有の番号をいいます。
 - (8) 「オンライン発行dポイントカード番号」とは、dポイントカード番号のうち、当社が別途指定する方法により発行するモバイルdポイントカード（第（12）号に定めます）の識別のために割り当て、dポイントクラブサイト上又は当社が指定するアプリケーション上に表示することにより交付するものをいいます。

- (9) 「セキュリティコード」とは、dポイント利用者情報登録（第（18）号に定めます）に必要となる、dポイントカードの券面に記載された番号をいいます。
- (10) 「dカード」とは、当社が別に定める「dカード利用規約（会員規約）」に基づき発行するクレジットカードをいいます。dカードはdポイントカードとしての機能を有しており、本特約において特に明記がない場合、dポイントカードにはdカードが含まれます。
- (11) 「dカード会員」とは、「dカード利用規約（会員規約）」に定める「本会員」及び「家族会員」をいいます。
- (12) 「モバイルdポイントカード」とは、dポイントカードの機能を有するアプリケーション又は非接触型 IC チップの総称をいいます。
- (13) 「dポイントカード等」とは、dポイントカード及びモバイルdポイントカードの総称をいいます。
- (14) 「dポイントクラブサイト」とは、dポイントクラブに関する情報の確認、dポイント利用者情報登録等 dポイントクラブの各種手続を行うことができる、dポイントクラブの公式ウェブサイトをいいます。
- (15) 「dアカウント」とは、当社が別に定める「dアカウント規約」に基づき発行する dアカウントの ID 及びパスワードをいいます。
- (16) 「利用者」とは、dポイントカード等を利用する者として、特約会員が指定した者をいいます。
- (17) 「利用者情報」とは、利用者に関する情報をいいます。
- (18) 「dポイント利用者情報登録」とは、dポイントクラブサイト等にて行う利用者情報の登録をいいます。
- (19) 「対象取引」とは、特約会員又は利用者が dポイント加盟店等にて行う、共通ポイントが進呈される対象となる商品の購入、サービスの利用その他の取引をいいます。
- (20) 「特約会員利用端末」とは、特約会員が利用しているスマートフォン、タブレットその他のモバイル通信機器をいいます。

第2条 （特約会員の資格の取得等）

1. dポイントクラブ会員は、当社又は当社が dポイントカードの発行を認めた第三者指定の方法で dポイントカード等を入手し、dポイントクラブサイト等にてdポイント利用者情報登録を行うとともに本特約に同意し、本特約とは別に、別途当社が定めるdポイントクラブ会員又は利用者に関する情報の取扱いに関する同意事項に同意いただくことで、当社に対し特約会員となることを希望する旨の意思表示をし、当社が承認することで特約会員となることができます。特約会員となるこ

とを希望するdポイントクラブ会員が小学生以下の場合は、法定代理人の同意が必要となります。

2. 前項の定めにかかわらず、dポイントクラブ会員が、「5Gサービス契約約款」に規定する5G契約に係る区分のうち、コースB（以下「コースB」といいます。）の契約申込みに際して本特約に同意し、特約会員となる場合、当該dポイントクラブ会員は、特約会員となった後、当社が別途指定する方法でオンライン発行dポイントカード番号の交付を受けることにより本サービスにおいて利用するdポイントカード等として当該オンライン発行dポイントカード番号により識別されるモバイルdポイントカードを登録するものとします。なお、本項に定める場合において当社が別途指定する期間内に特約会員がオンライン発行dポイントカード番号の交付を受けなかった場合、当社は、当該特約会員に対してオンライン発行dポイントカード番号を交付し、当該特約会員に代わって当該オンライン発行dポイントカード番号により識別されるモバイルdポイントカードを本サービスにおいて利用するdポイントカード等として登録するものとします。本項に定める場合、特約会員は、オンライン発行dポイントカード番号により識別されるモバイルdポイントカードが本サービスにおいて利用するdポイントカード等として登録された時点から本サービスの利用が可能になります。
3. dポイントクラブ会員は、第1項の定めに従いdポイント利用者情報登録を行うに際し、「dアカウント規約」に定める対象キャリアフリーdアカウントを登録する場合は、dポイントクラブ会員ご本人を利用者として登録するものとします。当社は、dポイント利用者情報登録（第14条に基づく利用者情報の変更を含み、以下本項において同じとします）においてdポイントクラブへの入会時にご申告のdポイントクラブ会員の氏名等の情報と異なる利用者情報が登録された場合には、dポイントクラブ会員の氏名等の情報を当該dポイント利用者情報登録において登録された利用者情報に変更いたします。
4. 前項の定めにかかわらず、dポイントクラブ会員がコースBの契約申込みに際してdポイント利用者情報登録を行う場合、当社は、コースBにかかる契約回線に関して「5Gサービス契約約款」に基づき当社に届け出た回線利用者（各対象回線契約にかかる回線を実際に利用されるお客様として回線契約者が契約約款の定めに従い当社所定の方法により届け出た利用者をいい、以下「回線利用者」といいます）の情報を利用者情報として登録するものとします。
5. 本条の定めに従ってなされた本特約への同意及び本特約とは別のdポイントクラブ会員又は利用者に関する情報の取扱いに関する同意は、dポイントクラブ会員、利用者双方からの同意があったものとして取り扱います。
6. 第1項に定める利用者情報の登録は、dポイントクラブサイト等においてdポイントクラブ会員の認証を行ったのち、dポイントカード等の利用者自身にて実施する

ものとし、利用者が小学生以下の場合は、法定代理人の同意を得たうえで利用者情報の登録を行う必要があります。

7. dポイントクラブ会員の登録する dポイントカードが dカードである場合には、dカード会員を利用者として登録いただきます。この場合、利用者情報は、dカード会員がdカード申し込み時に当社に申し出た内容が登録されることとなります。ただし、dポイントクラブ会員が保有する対象回線契約が、コースBである場合は、dポイントクラブ会員以外の名義のdカードをdポイントカードとして登録することはできません。なお、dポイント利用者情報登録（第14条に基づく利用者情報の変更を含みます）において「dアカウント規約」に定める対象キャリアフリーdアカウントに登録しているdポイントクラブ会員が「dカード利用規約（会員規約）」に定める家族会員のdカードをdポイントカードとして登録する場合には、第2項の規定にかかわらず、dポイントクラブへの入会時にご申告のdポイントクラブ会員の氏名等の情報と異なる利用者情報が登録されていても、dポイントクラブ会員の氏名等の情報を利用者情報に変更いたしません。

第3条 （登録方法・枚数制限）

1. 特約会員又は特約会員になろうとする方は、dポイントクラブサイト等からdポイントカード番号の登録を行います。
2. 特約会員の有する1の回線番号又は1のdアカウントにつき同時に登録できる dポイントカード等の枚数（統合dポイントクラブ会員である特約会員については、統合dポイントクラブ会員番号にかかる統合対象契約群につき同時に登録できるdポイントカード等の枚数とします）は、別途当社が定めるところによるものとし、登録した dポイントカード等の枚数にかかわらず、1名の特約会員が登録できる利用者の数は1名のみとなります。

第4条 （カードの所有権）

1. dポイントカードの所有権は当社又は当社がdポイントカードの発行を認めた第三者が有するものとし、

第5条 （dポイントカードの利用）

1. 特約会員又は利用者が dポイント加盟店等において共通ポイントの進呈を受けられる場合又は dポイント加盟店等において共通ポイントを利用する場合には、dポイントカード等の提示、dポイントカード番号、dアカウントその他当社若しくは dポイント加盟店等が必要とする情報の入力、又は当社若しくは dポイント加盟店等が別に定める行為が必要となります。
2. dポイントカードの利用にあたっては、カードの裏面に利用者本人の自署が必要で

す。

第6条 (dポイントカードの管理)

1. 特約会員及び利用者は、dポイントカード等を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その管理及び利用について責任を負うものとします。
2. 特約会員及び利用者は、dポイントカード番号やセキュリティコードを第三者に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その管理及び利用について責任を負うものとします。
3. 当社及び dポイント加盟店等は、当社の故意又は過失による場合を除き、前条第1項に定める提示があった取引については、全て特約会員又は利用者が行った取引とみなすものとし、dポイントカード等及びdポイントカード番号の管理不十分、利用上の過誤又は第三者による不正利用等により特約会員又は利用者に損失や損害が生じた場合でも責任を負いません。

第7条 (dポイントカード等の無効)

1. 特約会員が以下各号のいずれかに該当した場合、dポイントカード等は無効となります。
 - (1) dポイントクラブを退会した場合その他dポイントクラブ会員の資格を喪失した場合
 - (2) 会員統合を行った場合（統合される側でdポイントカード番号が登録されているdポイントカード（当該dポイントカード番号が登録されたモバイルdポイントカードを含みます）及び統合される側で利用されているモバイルdポイントカードに限り無効となります）
 - (3) 本特約の同意を撤回した場合その他特約会員の資格を喪失した場合
 - (4) 前各号のほか、当社が dポイントカード等は無効とすることが適切であり必要であると判断した場合
2. 無効となった dポイントカード等は、当社若しくは当社が dポイントカードの発行を認めた第三者に返却していただくか、又は当社若しくは当社が dポイントカード等の発行を認めた第三者の指定する方法で特約会員にて破棄していただくものとします。なお、dカードについては「dカード利用規約（会員規約）」の定めによります。
3. 前二項の規定にかかわらず、第1項第(2)号に定める場合については、特約会員が統合される側でdポイントカード番号を登録していたdポイントカード（当該dポイントカード番号が登録されたモバイルdポイントカードを含みます）を当社の指定する方法で統合dポイントクラブ会員として再度登録することにより、会員統合後も引き続き当該dポイントカードを利用することができま

す。

4. 統合dポイントクラブ会員である特約会員が会員分離を行った場合、分離dポイントクラブ会員において共通ポイントの進呈を受け又は利用を行うにあたっては、当該進呈を受け又は利用を行うdポイントカード等にかかるdポイントカード番号を当社の指定する方法で新たに登録する必要があります。

第8条 (特約承認前のポイント進呈)

1. 当社又は当社が認めた第三者は、dポイント利用者情報登録を完了する前に、dポイントカード等を発行する場合があります。dポイント利用者情報登録を完了する前にdポイントカード等を取得した方は、dポイントカード等をdポイント加盟店等に提示すること等により、dポイントクラブ会員規約及び本特約の規定に準じて共通ポイントの進呈を受けることができますが、共通ポイントを利用することはできません。なお、dポイント利用者情報登録を完了する前にモバイルdポイントカードにより共通ポイントの進呈を受けた場合であって、当該モバイルdポイントカードを利用されている対象回線契約を統合される側として会員統合がなされた場合には、当該モバイルdポイントカードにおける共通ポイントの残高は会員統合の手続が完了した時点をもって失効します。

第9条 (提供サービス・特典)

1. 当社は、特約会員に対し、dポイントクラブ会員規約に基づき当社が提供するサービス・特典に加え、以下のサービス・特典を提供します。当社及びdポイント加盟店等は、特約会員への通知なしに、当該サービス・特典の内容を変更し、当該サービス・特典の追加、削除、変更又は一時停止をすることができるものとします。なお、当該サービス・特典の具体的な内容については、dポイントクラブサイト等において当社が別途定めるところによります。
 - (1) 第10条に定める共通ポイント進呈
 - (2) 第11条に定める共通ポイント利用
 - (3) 当社及びdポイント加盟店等からの特約会員へのおススメ情報の配信及びDM送付等
2. 統合dポイントクラブ会員である特約会員については、前項に定めるサービス・特典にかかる条件（当該サービス・特典にかかる内容や各種キャンペーンにかかる条件を含みます）その他本プログラムにかかる条件の一部が変更となります。その詳細は、dポイントクラブサイト等において当社が別途定めるところによります。

第10条 (ポイント進呈)

1. dポイント加盟店等での対象取引に際し、特約会員若しくは利用者が対象取引の決済終了までにdポイントカード等をdポイント加盟店等に提示した場合、特約会員若しくは利用者がdアカウント等の当社及びdポイント加盟店等が定める必要な情報を入力された場合、又は当社若しくはdポイント加盟店等が別に定める行為を実施した場合、当該特約会員（利用者が当該提示、入力又は行為を行った場合には、当該利用者をdポイントカードの利用者として登録した特約会員）に対し共通ポイントを進呈いたします。
2. 対象取引の種類、共通ポイントの進呈率は、dポイントクラブサイト等において当社又はdポイント加盟店等が定めるものとします。
3. 共通ポイントは、原則、対象取引が行われた際に進呈されます。ただし、一部dポイント加盟店等や対象取引の種別により異なる場合があります。
4. 前三項にかかわらず、dポイント加盟店等は、dポイント加盟店等が別途定める方法により、特約会員に対し共通ポイントを進呈することができます。
5. 当社がdポイントクラブ会員規約第3条の定めに従い特約会員に進呈したdポイントは、共通ポイントとなります。
6. 第1項又は第4項により進呈された共通ポイントは、dポイントクラブ会員規約第3条第3項に定める「dポイント（期間・用途限定）」である場合があります。

第11条 (ポイント利用)

1. 特約会員若しくは利用者は、dポイントカード等をdポイント加盟店等に提示し、特約会員若しくは利用者がdアカウント等の当社及びdポイント加盟店等が定める必要な情報を入力し、又は当社若しくはdポイント加盟店等が別に定める行為を実施することによって、当該特約会員（利用者が当該提示、入力又は行為を行った場合には、当該利用者を利用者として登録した特約会員）の保有する共通ポイントを、次の各号の用途に利用することができます。なお、「dポイント（期間・用途限定）」については、一部利用が制限される場合があります。
 - (1) 当社が定める換算率により換算した金額で、dポイント加盟店等における決済代金（商品代金、送料、手数料又は消費税を含みます。以下同じ。）の全部又は一部の支払い。
 - (2) その他当社又はdポイント加盟店等が定める用途。
2. 前項による共通ポイントの利用単位は、dポイント加盟店等ごとにdポイントクラブサイト等で別途定めるものとします。
3. 当社は、特約会員又は利用者が第1項に従いdポイント加盟店等で共通ポイントを利用する都度、特約会員利用端末又は特約会員がdアカウント利用にあたって登録しているメールアドレス（「dアカウント規約」に定める専用サイト（以下「専用サイト」

といひます) にて、特約会員が保有するdアカウントについて「代表連絡先メールアドレス」として指定したメールアドレス(当該指定がなされていない場合には、当社が別途専用サイト等において「代表連絡先メールアドレス」として定めるメールアドレス)を含み、以下同じとします) に利用ポイント数、利用日時を通知いたします。なお、メールアドレスの登録がない場合、メールアドレス等の変更をされてdポイントクラブ会員情報に変更のお届けがされていない場合や、特約会員への通知手段がない場合等、正しく通知が行えない場合があります。

4. 特約会員は、dポイントクラブサイト等において、第3条第1項に基づきdポイントカード番号の登録を行ったdポイントカード等を用いて本条第1項に定める方法により共通ポイントを利用する場合における、利用ポイントの上限設定を行うことができます。

第12条 (ポイントの確認)

特約会員は共通ポイントの進呈及び利用の履歴並びに利用できる共通ポイントの残高等をdポイントクラブサイト等で確認することができます。なお、統合dポイントクラブ会員である特約会員については、統合対象契約群に属する全ての対象回線契約(統合後キャリアフリーdアカウントの利用に関する「dアカウント規約」に基づく当社との間の合意を含みます)における共通ポイントにかかる履歴及び残高等の情報がまとめてdポイントクラブサイト等に表示されます。

第13条 (ポイントの取消又は変更)

1. 共通ポイントが進呈された後に、特約会員若しくは利用者が当該進呈にかかる対象取引等について返品、キャンセル、変更を行った場合、又はシステムトラブル、不正利用その他正常ではない方法でポイントが進呈された場合には、当社又は当該対象取引を行ったdポイント加盟店等の判断により、進呈した共通ポイントを取り消し、又は変更することがあります。この場合、特約会員は、進呈を受けたポイントの取り扱いについて、当社又は当該対象取引を行った dポイント加盟店等の指示に従うものとします。
2. 前項の定めに従い、共通ポイントの進呈を取り消す場合において、特約会員が保有している共通ポイントの総数が、取り消しの対象となる共通ポイント数に満たない場合には、当該不足分につき、現金又は当社の指定する支払方法(たとえば、商品のご購入及びサービスのご利用のキャンセルにより利用者に返金される代金の額からdポイント加盟店等が当該不足分相当を差し引く方法、dポイント加盟店等に対して当該不足分相当の現金をお支払いいただく方法)にてご精算いただくことがあります。なお、dポイントクラブ会員規約に基づくdポイントの譲渡が行われた後に、第1項の定めに従い、共通ポイントの進

呈が取り消された場合には、当該共通ポイントの譲渡を受けたポイント譲受人についても、本項の規定を適用するほか、dポイントクラブ会員規約第4条第20項の定めに従います。

3. 特約会員又は利用者がdポイントを利用した対象取引が取り消された場合（特約会員又は利用者がdポイントを利用した対象取引において購入し、郵送を依頼した商品の到着指定日時を変更した場合など当社が別途定める変更がdポイントを利用した対象取引についてなされることにより、変更前の当該対象取引が取り消された場合を含みます）、当社又は当該取引を行ったdポイント加盟店等の判断により、当該取引の取引金額のうち、現金で支払った部分については現金で、dポイントを利用した部分についてはdポイントでそれぞれ返還いたします。
4. 特約会員又は利用者がdポイントを利用した対象取引の取引金額が、取引後に減額された場合、当社又は当該取引を行ったdポイント加盟店等の判断により、現金等で支払われた分から当該減額された金額相当分にかかる現金等の返還が行われ、それでも返還すべき金額に不足がある場合、当該不足額についてポイントの返還が行われます。
5. 前二項の定めにより、dポイントの利用が取り消され、特約会員にdポイントが返還された場合、特約会員利用端末又は特約会員がdアカウント利用にあたって登録しているメールアドレスに、返還ポイント数、返還対象となるdポイントの利用取消日時及び対象となるdポイントカード番号を通知します。なお、メールアドレス等の変更をされてdポイントクラブ会員情報に変更のお届けがされていない場合や、特約会員への通知手段がない場合等、正しく通知が行えない場合があります。

第14条 （登録情報の変更等）

1. 特約会員又は利用者は、dポイント利用者情報登録により登録された利用者情報の内容に変更が生じた場合は、速やかに当社が別に定める方法にて変更手続を行ってください。なお、dポイントカードとしてdカードを登録している場合は、dポイントクラブ会員が保有する対象回線契約がコースBである場合を除き、dカードの契約内容を変更することでのみ、氏名・住所・生年月日・性別・電話番号の登録内容を変更することができ、dポイントクラブ会員が保有する対象回線契約がコースBである場合は、「5Gサービス契約約款」に基づき対象回線契約に関して当社に届け出ている内容のうち、回線利用者の情報を変更すること又はdポイントカードとして登録しているdカードに関して「dカード利用規約（会員規約）」に基づき当社に届け出ている内容を変更することでのみ、氏名・住所・生年月日・性別・電話番号の登録内容を変更することができます。また、「dポイントクラブ会員規約」に基づきdポイントクラブ会員の会員資格が引き

継がれる場合には、登録済みの利用者情報が承継されます。

2. dポイントクラブ会員が保有する対象回線契約がコースBである場合に、特約会員又は利用者が前項の定めに従いdカードに関して「dカード利用規約（会員規約）」に基づき当社に届け出ている内容を変更したことによってdカードの契約名義が対象回線契約の名義が異なることとなった場合、当該dカードのdポイントカードとしての登録は自動的に削除され、以後、当該dカードを当該dポイントクラブ会員のdポイントカードとして利用することはできません。
3. 特約会員が保有するコースB以外の契約区分の対象回線契約をコースBへ変更した場合又は新規にコースBの契約申込み手続を実施した場合で、回線利用者（新規にコースBの契約申込み手続を実施した場合においては、当該契約申込み手続においてコースBにかかる契約回線に関する回線利用者として届け出た者を指すものとし、以下本項において同じとします）と異なる情報が利用者情報として登録されていた場合には、当社は、当該利用者情報を回線利用者の情報に変更いたします。
4. 特約会員が会員統合を行った場合、統合される側でdポイント利用者情報登録により登録されている利用者情報その他当社がdポイントクラブサイト等において別途定める情報については、会員統合をもって、統合する側の情報に統一されます。なお、会員統合により統合dポイントクラブ会員となった特約会員が統合対象契約群に属する対象回線契約（統合後キャリアフリーdアカウントの利用に関する「dアカウント規約」に基づく当社との間の合意を含みます）のいずれかについて、当該利用者情報の変更（当社がdポイントクラブサイト等において別途定める情報に限ります）を行う場合には、「dポイントクラブ会員規約」に基づき、当該対象回線契約について会員分離のお手続が必要となります。
5. 統合dポイントクラブ会員である特約会員が会員分離を行った場合、分離dポイントクラブ会員の利用者情報（当社がdポイントクラブ等において別途定める情報を除きます）については、会員分離前に当該分離回線契約（統合後キャリアフリーdアカウントの利用に関する「dアカウント規約」に基づく当社との間の合意を含みます）が属していた統合対象契約群にかかる統合dポイントクラブ会員のdポイントクラブ会員情報（当社がdポイントクラブ等において別途定める情報を除きます）が引継がれます。
6. 登録された利用者情報の変更が生じたにもかかわらず変更がなされなかったことによる損害について、当社及びdポイント加盟店等は責任を負わないものとします。

第15条 （dポイントカードの盗難・紛失）

1. 特約会員又は利用者は、dポイントカード等（モバイルdポイントカードが搭載さ

れたスマートフォン、タブレットその他の端末機器も含み、以下本条において同じとします。)を盗難・紛失された場合は、速やかに「dポイントカスタマーセンター」にご連絡頂くものとします。

2. 特約会員又は利用者は、dポイントカード等の盗難・紛失の場合、「dポイントカスタマーセンター」にお申し出いただくことで dポイントカード等の機能の利用停止が可能です。この場合、同一のdポイントカード番号にて登録されている他の dポイントカード等の機能も利用停止となります。
3. 前項に定める利用停止のお申し出をされるまでに dポイントカード等が利用された場合は、特約会員のご負担及び責任となります。
4. 盗難・紛失されたdポイントカード等が発見されなかった場合であっても、dポイントカード等は再発行いたしませんので、新たにdポイントカードを当社若しくはdポイント加盟店等から入手し、dポイントクラブサイト等にて利用者情報を登録するとともに、盗難・紛失されたdポイントカードの登録を削除してください。
5. 盗難・紛失されたdポイントカード等が発見された場合は「dポイントカスタマーセンター」に機能再開のお申込みをいただくことでdポイントカード等が再度ご利用いただけるようになります。
6. 第1項乃至前項の定めにかかわらず、盗難・紛失されたdポイントカードがdカードの場合の取扱いについては、「dカード利用規約(会員規約)」の定めによります。なお、「dカード利用規約(会員規約)」に基づくdカードの盗難・紛失に関する手続きが完了した場合であっても、dポイントカードの機能の利用停止には、第1項乃至前項に定める dポイントカードの盗難・紛失に関する手続きは別途必要です。
7. 第1項乃至第5項の定めにかかわらず、盗難・紛失されたdポイントカードが当社が認めた第三者が発行したものである場合において、当該第三者により盗難・紛失の場合の取扱いについて特に定めがある場合は、特約会員又は利用者は、当該第三者の定める取扱いに従うものとします。なお、当該第三者の定める盗難・紛失に関する手続きが完了した場合であっても、dポイントカードの機能の利用停止には、第1項乃至第5項に定める dポイントカードの盗難・紛失に関する手続きは別途必要です。

第16条 (本特約の同意撤回)

1. 特約会員(自己が保有する対象回線契約がコースBである特約会員及びコースBの契約申込み手続中である特約会員を除きます)は、dポイントクラブサイト等から本特約への同意を撤回することができます。その場合、同意を撤回した時点をもって、特約会員はその地位を失い、本サービスが利用できなくなります。

2. 特約会員は、dポイントカード番号の登録をすべて削除した場合は、本特約への同意を撤回したものとみなします。ただし、自己が保有する対象回線契約がコースBである特約会員及びコースBの契約申込み手続中である特約会員は、登録済みのオンライン発行dポイントカード番号を削除することはできず、dポイントカード番号の登録をすべて削除することによる本特約への同意の撤回もできないものとします。

第17条 (本サービスの中断)

1. 当社及びdポイント加盟店等は、以下各号のいずれかに該当すると判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - (2) 「dポイントクラブ会員規約」第12条に基づき、ポイントプログラムが中断又は停止したとき
 - (3) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (4) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (5) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (6) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
2. 当社及びdポイント加盟店等は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、当社が第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨をdポイントクラブサイト上に掲載する方法により周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
4. 当社及びdポイント加盟店等は、第1項又は第2項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合、当該中断又は利用制限等により特約会員又は利用者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第18条 (機能停止・資格の取り消し)

1. 当社及びdポイント加盟店等において、特約会員又は利用者が以下各号のいずれかに該当する場合、当社は、dポイントカード等の機能を停止する場合があります。

- (1) dポイント利用者情報登録により登録された利用者情報の内容のいずれかの事項に、虚偽の記載があった場合
 - (2) dポイント利用者情報登録により登録された利用者情報の内容のいずれかの事項に変更があったにもかかわらず、所定の変更手続がなく、サービス運営上、支障が生じた場合
 - (3) 本人確認が不正によるものであると当社が判断した場合
 - (4) dポイントカード等を第三者に譲渡若しくは貸与（「dポイントクラブ会員規約」に基づきdポイントクラブ会員の会員資格が引き継がれる場合、及び特約会員から利用者へdポイントカードを貸与する場合を除きます）し、又はこれらに担保を設定した場合。
 - (5) 本サービスの不正利用があった場合、又は、不正な若しくは濫用的な利用があったと推認する合理的な理由があった場合
 - (6) 当社及びdポイント加盟店等の営業の妨害と判断される言動若しくは行為、又はdポイント加盟店等のブランドイメージを毀損すると判断される言動若しくは行為を行った場合
 - (7) 未成年の特約会員の保護者からdポイントカード等の利用停止の要請又は退会の申請があった場合
 - (8) 「dポイントクラブ会員規約」、本特約、及び dポイント加盟店等の利用規約など、本サービスをご利用いただく際にご承諾いただいている当該サービス提供企業の各利用規約のいずれかに違反した場合
 - (9) その他、会員として不適切な行為があった場合、又は、当社が特約会員として不適切と判断した場合
2. 特約会員は、前項によりdポイントカード等の機能を停止された場合、当社が機能停止の原因となった事由が解消したものと判断し、当該dポイントカード等の使用を認めない限り、当社又はdポイント加盟店等において当該dポイントカード等の機能を利用することができません。
 3. 当社は、特約会員が第1項に定めるdポイントカード等の機能停止の原因となった事由が、当社の定める期間内に解消されない場合又は第1項各号に定める事由に該当し、当該事由が解消される見込みがないと当社が判断した場合若しくは当該事由に該当することにより、当社又はdポイント加盟店等の本サービスの運用に著しい支障があると判断した場合には、特約会員の資格を取り消すことがあります。
 4. 前項により当社から特約会員の資格を取り消された方が、再度特約会員になることを希望する場合、当社はそれを承諾しない場合があります。
 5. 特約会員がdポイントクラブを退会した場合その他会員資格を喪失した場合は、会員資格の喪失の時点をもって本サービスの提供を終了いたします。

6. 第1項又は第3項の定めに従い、当社が特約会員に対してdポイントカード等の機能停止又は特約会員の資格の取り消しを行った場合でも、dポイントクラブ会員規約に基づく会員の資格を喪失しない限り、特約会員の保有するdポイントは失効せず、「dポイントクラブ会員規約」に基づく利用は可能です。

第19条 (本特約の変更)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特約会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本特約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
 - (1) 本特約の変更が、特約会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本特約の変更が、本特約に基づく契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第20条 (サービスの終了)

1. 当社は事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を終了することができるものとし、特約会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、前条及び前項に定める本サービスの変更又は終了により特約会員及び利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、これらについて責任を負わないものとします。

第21条 (特約会員等のパーソナルデータの利用)

1. 当社は、特約会員等及び利用者のパーソナルデータの取扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

第22条 (情報配信の停止)

1. 当社からのお知らせ及び情報提供を停止した場合、以下の情報についても通知されなくなります。
 - (1) ポイント残高やポイントステージに関する情報の配信
 - (2) クーポンやキャンペーン等に関する情報の配信

第23条 (委託)

1. 当社及びdポイント加盟店等は、本サービスの提供その他本特約に定める内容の遂行のために、他の企業に業務の一部を委託する場合があります。

第24条 (責任、免責)

1. 本サービスに関連して、特約会員及び利用者の有する苦情及び特約会員又は利用者の被った損害に対し、当社及びdポイント加盟店等は、当社及びdポイント加盟店等の故意、過失による場合をのぞき、責任を負わないものとします。
2. 当社及びdポイント加盟店等は、本サービスにより特約会員及び利用者が得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有効性において責任を負わないものとします。
3. 特約会員及び利用者は、本サービスの利用に関し両者間で生じたトラブルに関しては両者の責任で解決するものとし、当社は当該トラブルについては関知せず、両者に生じた損害等についても責任を負わないものとします。

第25条 (個別特約)

1. 当社と特定のdポイント加盟店等その他の第三者との間の提携関係等に基づき、一定の資格を有する特約会員を対象とした個別会員特約を定めている場合がございます。dポイントクラブ会員が、個別会員特約に定める一定の資格を有するには、本規約の規定の他、当該個別会員特約の規定にも従って頂きます。個別会員特約の内容については、dポイントクラブサイト又は提携企業のウェブサイト等にてご確認頂けます。

以上

【本特約及び本サービスに関するお問い合わせ先】

dポイントカスタマーセンター TEL : 0120-208-360 (年中無休)